

公益財団法人岩手育英奨学会貸与規程

第1章 総 則

(奨学生の資格)

第1条 本会が奨学金を貸与することができる者は、岩手県に住所を有する者の子女で、有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び会長が別に定める専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）の修学が困難であると認められる者でなければならない。

(奨学生の種類)

第2条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

高等学校等奨学生

(奨学金の額及び貸与期間)

第3条 高等学校等奨学生の奨学金の額は、次の表のとおりとし、奨学金の貸与期間は、奨学生に採用した日の属する年度の4月から高等学校等の最短修業年限の終期までとする。ただし、タイプCの貸与期間の終期は、県補助事業終了年度とする。

2 タイプDの貸与時期は、奨学生に採用した日の属する年度の3月とする。

3 タイプAの緊急採用決定者の始期については、緊急事由発生日（前年度に事由が発生している場合は、当年4月）からとする。

4 タイプCの東日本大震災津波は、高校奨学事業（東日本大震災津波特例）実施要領（平成23年11月15日施行）第2第3号に規定する東日本大震災津波等（平成23年3月11日に発生した地震及び津波並びに当該地震に引き続いて発生した余震をいう。以下「東日本大震災津波」という。）とし、大規模災害は、高校奨学事業（大規模災害特例）実施要領（令和2年3月3日施行）第2第3号に規定する大規模災害（令和元年度台風第19号による災害をいう。以下「大規模災害」という。）とする。

種類	対象者	中区分	小 区 分	金 額	
				貸与月額	入学一時金
タイプA	高等学校等に在学する奨学生を対象とする。	国公立	自宅から通学する生徒	18,000 円	/
			自宅以外から通学する生徒	23,000 円	
		私立	自宅から通学する生徒	30,000 円	
			自宅以外から通学する生徒	35,000 円	
タイプB	県内の高等学校（全日制に限る。）に在学する奨学生を対象とする。			15,000 円、20,000 円、25,000 円、30,000 円又は 35,000 円のいずれかのうち奨学生が選択	50,000 円、100,000 円、150,000 円又は 200,000 円のいずれかのうち奨学生が選択。（奨学生が貸与を希望しない場合は貸与しない。）
タイプC	東日本大震災津波又は大規模災害による被害	国公立	自宅から通学する生徒	18,000 円	/
			自宅以外から通学する生徒	23,000 円	

	を受け、経済的な理由により修学が困難である高等学校等に在学する奨学生を対象とする。	私 立	自宅から通学する生徒	30,000 円	
			自宅以外から通学する生徒	35,000 円	
タイプD	対 象 者		金 額 及 び 貸 与 時 期		
	<p>次のいずれかに進学する意欲があるものの経済的な理由により進学に必要な学資の支弁が困難である高等学校等の第2学年に在学する奨学生又は準ずる奨学生を対象とする。</p> <p>① 学校教育法（昭和22年法律第26号（以下「法」という。）第83条に規定する大学</p> <p>② 法第108条に規定する短期大学</p> <p>③ 法第117条に規定する高等専門学校（ただし、進学にあたり試験等を要する場合に限る。）</p> <p>④ 法第125条に規定する専修学校（ただし、高等課程を除く。）</p> <p>⑤ 法第134条に規定する各種学校</p>		<p>150,000 円</p> <p>（貸与は3月期の1回のみとする。）</p>		

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(願い出及び推薦)

第4条 奨学生志願者は、連帯保証人と連署の上、本会宛の奨学生願書（以下「願書」という。）を本人の在学する学校の長（以下「校長」という。）に対して提出する。

2 前項の願書を受けた校長は、第1条に規定する奨学生としての資格を審査の上、推薦調書等を作成し、願書とともに本会に提出するものとする。

3 タイプA、タイプB及びタイプCの併願は認めないものとし、タイプDは、タイプA又はタイプBとの併願を認めるものとする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用については、次に掲げる者を優先する。

- (1) へき地に居住する者の子女
- (2) 母子家庭等の子女（交通遺児を含む。）

(選考及び採用)

第6条 奨学生の採用は、第4条の規定により提出された願書及び推薦調書等を精査し、奨学生選考委員会の選考の議を経て会長が決定するものとする。

2 タイプAの緊急採用及びタイプCの震災特例採用又は大規模災害採用については、願書及び推薦調書等を精査し、会長が選考する方法により決定することができる。

3 会長は、第1項に基づく結果について、校長を経由して、本人に通知するものとする。

4 奨学生の採用が決定したときは、決定者は校長を経由して、誓約書を本会に提出するものとする。

(奨学金の交付)

第7条 タイプA、タイプB及びタイプCの奨学金は、2箇月に1回2月分ずつ一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、3カ月分以上をあ

わせて交付することができる。

2 タイプDの奨学金は、3月期に一括して交付するものとする。

3 奨学金の交付は、本会が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込む方法により行うものとする。

(適格認定)

第8条 奨学生(タイプDは除く。)は、毎年度、第1号の書類を提出しなければならない。タイプCの奨学生は第2号の書類を添付する。

(1) 奨学金継続願

(2) 家計支持者の所得証明書

(異動届出)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、異動届を保護者等と連署の上、遅滞なく届け出なければならない。ただし、本人が疾病等のため届け出ることができないときは、保護者等が届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学、留学又は退学したとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(3) 連帯保証人又は保証人を変更するとき。

(4) 奨学生又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。

(5) 奨学生又は連帯保証人が死亡したとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、届け出済みの重要な事項に変更があったとき。

(奨学金の休止、停止及び貸与期間の短縮)

第10条 奨学生から休学又は長期にわたる欠席の申し出があったときは、その期間奨学金の貸与を休止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めるときは、奨学金の貸与を休止、停止又は貸与期間を短縮する。

3 前2項の規定は、タイプDの奨学生にはこれを適用しない。

(奨学金の復活)

第 11 条 前条の規定により奨学金の貸与を休止され、又は交付を停止された者につき、その事由が消滅したと認められるときは、奨学金の貸与又は交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第 12 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、校長の意見を徴した上で奨学金の貸与を廃止する。

- (1) 傷病等のために成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (4) 高等学校等の学籍を失ったとき。
- (5) 保護者等が県内の住所を有しなくなったとき。
- (6) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。

(奨学金の辞退)

第 13 条 奨学生は、いつでも校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができる。ただし、タイプ D の場合は、採用から貸与前までの期間に限るものとする。

(奨学金返還誓約書の提出)

第 14 条 奨学金の貸与が決定したときは、奨学金返還誓約書に在学中貸与される予定の奨学金全額を記載し、連帯保証人（タイプ A、タイプ B 及びタイプ C の場合は 2 名とし、タイプ D の場合は 1 名とする。）と連署の上校長を経て本会に提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む者であって原則として奨学金を受けた者の 4 親等以内（父、母を除く。）の親族、及び奨学生が未成年の場合はその保護者・後見人等、成年者の場合は父母（父母がいないときは兄弟姉妹（未成年者を除く。））又はこれに代わる者でなければならない。

(奨学金の利息)

第 15 条 奨学金の貸与は、無利息とする。

第 3 章 奨学金の返還及び返還猶予

(奨学金の返還期限)

第 16 条 奨学金の返還期限は、次のとおりとし、返還期限内に返還しなければならない。

(1) タイプ A、タイプ B 及びタイプ C

貸与期間の終了した月の翌月から起算して 6 月を経過した後 14 年以内とし、その返還は、月賦又は月賦と半年賦の併用によるものとする。

(2) タイプ D

高等学校等を卒業した月又は奨学生の資格を喪失した月の翌月から起算して 6 月を経過した後 5 年以内とし、その返還は、月賦又は月賦と半年賦の併用によるものとする。

(3) 奨学生が傷病等その他やむを得ない理由により返還が困難であると会長が認めるときは、返還期限を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず奨学金被貸与者は、いつでも繰り上げ償還できるものとする。

3 奨学会は、奨学金被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した奨学金の全部又は一部について繰り上げ償還を求めることができる。

(1) 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用したとき。

(2) 不正な手続きにより奨学金の貸与を受けたとき。

(3) 第 9 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する届出を怠ったとき。

(4) 第 1 項に規定する奨学金の返還を怠ったとき。

(奨学金の返還猶予)

第 17 条 奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、願い出によって奨学金の返還を猶予するものとする。

(1) 災害により損害を被ったため、返還が困難となったとき。

(2) 傷病により返還が困難となったとき。

(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（以下「学校」という。）、同法第 124 条に規定する専修学校（以下「専修学校」

という。)及び同法第134条に規定する各種学校(以下「各種学校」という。)に在学するとき。

(4) 低所得者(市町村民税所得割の額が18,900円(保護者が年齢19歳未満の扶養親族を有する場合には、18,900円に年齢16歳未満の扶養親族の数を21,300円に乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の扶養親族の数を11,100円に乗じて得た額の合計額を加算した額)未満の世帯、又は高等学校の定時制課程、通信制課程若しくは特別支援学校高等部の奨学生であった者(採用時に低所得者返還猶予該当者に認められたものに限る)であつて、給与所得者である場合は年間収入金額が300万円以下、給与所得者以外である場合は1年間の総収入金額から必要な経費を控除した額が200万円以下の者をいう。)であるため返還が著しく困難となったとき。

(5) タイプDの奨学生が第3条第1項の表に規定する貸与の対象となる進学先(以下「大学等」という。)(返還債務の免除対象となるものを除く。)を卒業後、県内に事業所を有する企業・団体等に就業するとき。

(6) タイプDの奨学生が大学等(返還債務の免除対象となるものを除く。)を卒業後、県内に事業所を有する企業・団体等に就業予定であるとき。

(7) タイプDの奨学生が高等学校等を卒業後、大学等へ入学予定であるとき。

(8) その他真に止むを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

2 返還猶予の期間は、前項第3号に該当するときは、その事由の継続中とし、同項その他の各号いずれかに該当するときは、1年以内とする。

3 返還猶予の期間は、第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第8号に該当する事由がさらに継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。

4 前項の規定による返還猶予期間は、原則として通算5年を限度とする。

(返還猶予の願い出)

第18条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由に応じてそれぞれ証明することのできる書類を添付し、連帯保証人と連署の上、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第 19 条 奨学金の返還猶予の願い出があったときは、会長が決定し、その結果を本人に通知する。

(割賦金の返還通知)

第 20 条 奨学生であった者で 6 月以内にその返還期日が到来することとなる割賦金を返還する義務を有する者に対しては、あらかじめその割賦金の額、返還期日、支払方法等を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、奨学生であった者の住所の変更の届出がない等の理由によりその所在を知ることができないとき、その者の連帯保証人から返還する旨の申出があったときその他特別の事情があるときは、その者の連帯保証人に対して行うものとする。

(割賦金に係る延滞金)

第 21 条 第 16 条に定める期間内に奨学金を返還しないときの割賦金に係る延滞金は、当該延滞している割賦金の額に延滞した期間が 6 月を超えるごとに 6 月について 2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。

2 真にやむを得ない事由があると会長が認めたときは、願い出により前項の延滞金の全部又は一部を減免することができる。

(奨学生であった者の届出)

第 22 条 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に、氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

2 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したとき、又はそれらの氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(死亡の届出)

第 23 条 奨学生が死亡したときは、保護者等は死亡診断書を添えて、校長を経て、直ちに届け出なければならない。

2 奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡したときは、遺族又は連帯

保証人は、戸籍抄本を添えて、直ちに届け出なければならない。

第4章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

第24条 死亡した者又は精神若しくは身体の障がいにより労働能力を喪失した者については、その奨学金の返還未済額（延滞金を含む。以下「返還未済額」という。）の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 精神若しくは身体の障がいにより労働能力に高度の制限を有する者については、その奨学金の返還未済額の一部の返還を免除することができる。

3 返還免除の基準については、会長が別に定める。

(返還免除の願い出)

第25条 前条の規定により、奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学金の貸与を受けた者又は相続人（第1号に該当する場合に限る。）は、連帯保証人との連署による奨学金返還免除願に、それぞれ次の各号の書類を添えて本会に提出しなければならない。

(1) 死亡によるときは、戸籍抄本

(2) 精神若しくは身体の障がいにより労働能力を喪失によるときは、労働機能を証する医師の診断書、所得証明書（過去5年分）、返還できなくなった事情を証する書類及び次の書類

ア 身体障がい者

身体障害者手帳の写し、年金証書写し

イ 精神障がい者

精神保健及び精神障害者福祉手帳の写し、年金証書写し

ウ 知的障がい者

療育手帳重度（A1）の写し

2 奨学生又は奨学生であった者が死亡した場合において、相続人及び連帯保証人（保証人含む。）の全てが死亡又は行方不明であるため奨学金返還免除願の提出することができないと認められるときは、本会がその事実を証明する

次の書類を整えることにより、奨学金返還免除願が提出されたものとみなす。

- (1) 相続人及び連帯保証人（保証人を含む。）が死亡のときは、戸籍抄本
- (2) 相続人及び連帯保証人（保証人を含む。）が行方不明のときは、本籍地役場又は旧居住地役場若しくは関係先に対する照会の回答文書

3 奨学生又は奨学生であった者、及び連帯保証人（保証人含む。）が破産法による破産免責が決定され、他に債務者がいない場合においては、本会がその事実を証明する書類を整えることにより、奨学金返還免除願が提出されたものとみなす。

（返還免除の決定）

第 26 条 奨学金返還免除の願い出があったときは、会長が決定し、その結果を願い出者に通知する。

（割賦金及び延滞金の充当）

第 27 条 奨学生であった者等から割賦金及び延滞金として返還があったときは、当該返還金を次の各号に定めるところにより充当する。

- (1) 返還期日の到来する割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来した割賦金から充当する。
- (2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから、返還期日の到来していない割賦金については返還期日が早く到来することとなるものから充当する。
- (3) 返還期日の同じ割賦金については、先に貸与を受けた割賦金から充当する。
- (4) 延滞金は原則割賦金を全て返還した後に、返還期日の早い割賦金に係る延滞金から充当する。

2 前項の返還金について奨学生等から延滞金の返済について特に申し出があったときに限り、割賦金を全て返還しないときであっても充当できるものとする。

第 28 条 この規程の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

- 2 高校奨学事業実施要領に定める様式について改正が必要なときは、教育長と協議する。

附 則

この規程は、昭和 42 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程実施の際、現に奨学貸与金の交付を受けている者に係る奨学金の額は、この規程第 3 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に奨学貸与金の交付を受けている者に係る奨学金の額は、この規程第 3 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に奨学貸与金の交付を受けている者に係る奨学金の額は、この規程第3条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に奨学貸与金の交付を受けている者に係る奨学金の額は、この規程第3条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に奨学貸与金の交付を受けている者に係る奨学金の額は、この規程第3条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の財団法人岩手育英奨学会奨学金貸与規程第3条、第24条及び第25条の規定は、この規程の施行の日以後に奨学金の貸与を受けることとなる者に係る奨学金から適用し、同日前に奨学金の貸与を受けていた者に係る奨学金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の財団法人岩手育英奨学会奨学金貸与規程第 3 条及び第 17 条の規定は、この規程の施行の日以後に奨学金の貸与を受けることとなる者に係る奨学金から適用し、同日前に奨学金の貸与を受けていた者に係る奨学金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 22 年 9 月 22 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の財団法人岩手育英奨学会貸与規程第 17 条第 2 項第 2 号の規定は、この規程の施行の日以後に奨学貸与金の貸与を受けることとなる者に係る奨学金の返還から適用する。

3 この規程の施行の日の前日において、現に奨学貸与金の貸与を受けていた者に係る奨学金については、当該者の申出により、この規程による改正後の財団法人岩手育英奨学会貸与規程第 17 条第 2 項第 2 号の規定によることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 23 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人岩手育英奨学会貸与規程第 17 条第 1 項第 4 号の規定の適用については、平成 24 年度から平成 26 年度までの間において奨学生証の交付を受けた者に限る。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行の日前に奨学金の貸与を決定している者の奨学金返還誓約書の提出については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行の日前に奨学金の貸与を決定している者の奨学金返還誓約書の提出については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月30日から施行する。
- 2 改正後の第20条の規定は、平成28年3月30日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第26条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和2年2月10日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和2年3月4日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。